平成２９年（フ）第１１９号
鳥取県米子市西福原５丁目４番48号
破産者　中村栄嗣郎
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第２１９号
香川県高松市上天神町442番地４フォブールＫＭＴ102、開始決定時の住所香川県高松市三谷町1715番地２
破産者　古川　昌宏
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５号
福岡県大牟田市大字歴木1369番地３　エクセルハイム岩ヶ下Ⅱ　205号、破産手続開始決定時の住所福岡県大牟田市大字歴木1807番地1095
破産者　佐田　正信
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第７２号
熊本県玉名郡和水町藤田40番地
破産者　髙向　　亮
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成３０年（フ）第１７号
宮崎県都城市吉尾町2005番地４　ガーデンヒルズ吉尾202号室
破産者　川﨑　誠司
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１０３号
栃木県足利市常見町３丁目１番地19　エルディム早川104、前住所埼玉県羽生市大字藤井上組485番地
破産者　糸井　文男
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第１７６５号
さいたま市浦和区瀬ヶ崎４丁目９番６号
破産者　武城　文明
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７６６号
さいたま市浦和区瀬ヶ崎４丁目９番６号
破産者　武城　典子
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５９０号
北九州市小倉北区中津口２丁目３番46―102号
破産者　中野　敏治
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６５２号
北九州市小倉北区日明１丁目12番23―104号
破産者　青木　秀樹
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１７２号
群馬県高崎市棟高町1333番地２　サニースクエアＢ201号
破産者　永井　忠春
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１３７１号
埼玉県北足立郡伊奈町内宿台２丁目249番地３、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町本町２丁目149番地７
破産者　芝野　由香
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２３４号
静岡県富士市川成島316番地の１　パセリット美土原202号
破産者　佐野　美紀
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第９号
静岡県富士宮市青木1264番地の24
破産者　望月　晴己
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第３５号
広島市東区矢賀４丁目12番14―203号
破産者　中井百合子
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４５９号
北九州市若松区古前２丁目11番４号
破産者　佐伯　良之
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６３号
佐賀県杵島郡大町町大字大町5723番地１
破産者　石橋　和子
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部